

議題2 報告事項について

【報告1】未就学のこどもに係る均等割保険料の軽減措置（5割軽減）の導入について

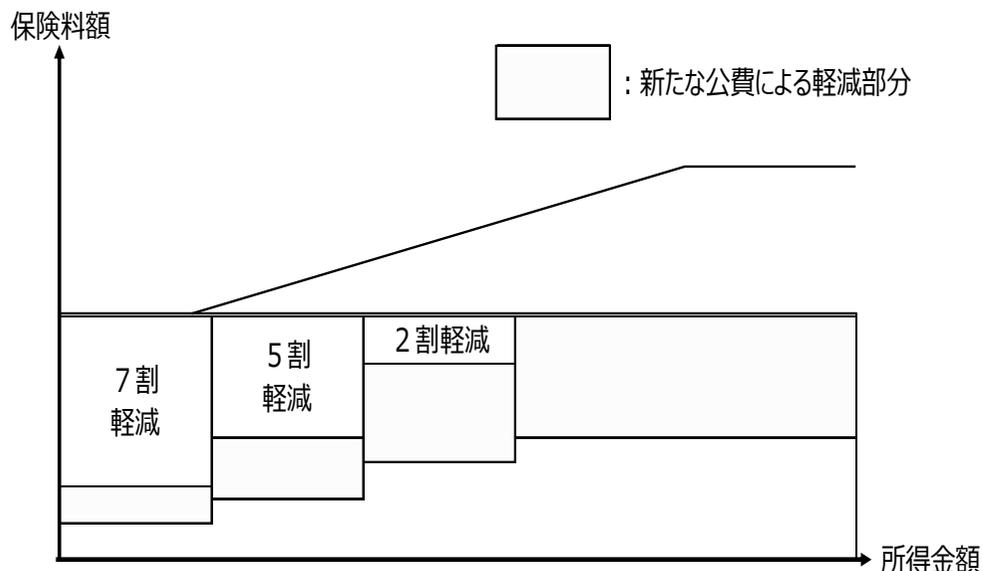
報告1

未就学のこどもに係る均等割保険料の軽減措置（5割軽減）

○軽減措置のスキーム

- ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学のこどもに係る均等割保険料の「5割軽減」が導入される。
- ・軽減対象：未就学のこども（本市国保で約2.1万人。令和4年度見込）
- ・施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



【本市における軽減額・軽減後保険料（未就学児）】

一人当たり均等割保険料（年額）

単位：円

法定軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割 保険料	36,455	10,936	18,228	29,164
こども 軽減額	▲ 18,228	▲ 5,468	▲ 9,114	▲ 14,582
こども 軽減後	18,227	5,468	9,114	14,582

※令和4年度保険料率案で作成（医療分+支援金分）。

※本市軽減適用総額：約2億3千万円（令和4年度見込）

（財源構成：国1/2、都道府県1/4、市町村：1/4）